

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る県分の損害については、平成23年度以降、原発事故対応に要した費用を、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)に対し、賠償請求を行ってきたところである。

このうち、平成25年度分から27年度分の事業費及び人件費に係る一部不払い分について、平成29年7月と平成30年1月に、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)に対し、和解仲介(あっせん)の申立てを行い、令和4年5月にADRセンターから和解案が提示され、県では内容を精査し、概ね妥当としていたところであるが、相手方の東京電力では、和解案の受諾の判断に時間を要していたところである。

先般、ADRセンターから東京電力が和解案を受諾するとの通知があったことから、和解しようとするもの。

2 概要

(1) 和解の相手方

東京電力ホールディングス株式会社
(東京都千代田区内幸町一丁目1番3号)

(2) 申立額及び和解金の状況(平成25年から27年度分)

区分	申立額A	和解金B	認容率(%) B/A
事業費	222,736,427円	113,265,000円	50.9%
人件費	299,440,168円	79,000,000円	26.4%
専従職員分本給	(160,461,672円)	(13,400,000円)	(8.4%)
時間外勤務手当	(138,978,496円)	(65,600,000円)	(47.2%)
計	522,176,595円	192,265,000円	36.8%

3 和解の理由

- (1) ADRセンターの仲介委員(弁護士)により審査・提案された和解案であり県の顧問弁護士も妥当としていること。
- (2)近隣県における和解金認容率も概ね4割程度であること。
- (3)以下のとおり、県の主張がある程度認められたと評価できること。
 - ①事故対応のため雇用した臨時職員の経費をはじめ、除染や放射線・放射能測定等の事故対応に直接関連する取り組みの経費が全額認容された。
 - ②風評対策のための農林水産物のPR等の事業や正規職員の人件費の時間外勤務手当など、東京電力が事故との関連性を否定する経費も約47%認容された。
 - ③東京電力が賠償を拒否した震災復興特別交付税で財源措置した経費も認容された。

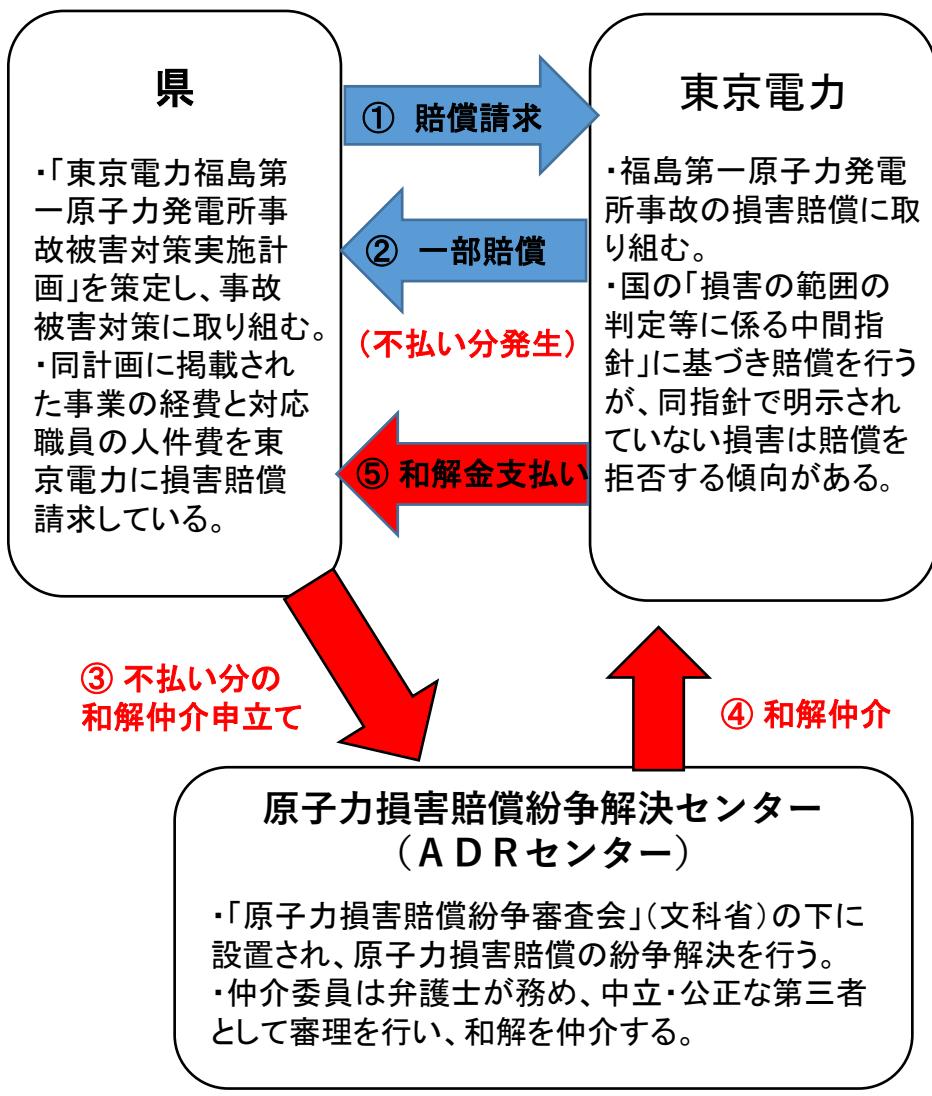
4 今後の対応

- (1)地方自治法第96条第1項第12号の規定により、県議会6月定期会において予算外議案として提出し、御審議いただく予定。
- (2)議決をいただいた場合には、ADRセンターを通じて東京電力と和解契約書を取り交わし、その後、和解金が支払われる見込み。
- (3)平成28年度以降の賠償請求の一部不払い分については、今回の和解内容を踏まえ、改めて賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社と交渉を継続する。

東京電力ホールディングス株式会社への損害賠償請求に係る 原子力損害賠償紛争解決センターの仲介による和解について

(参考)

① 原発事故損害賠償の一連の流れ



② ADRセンターによる和解金額認容の考え方

区分	主な内容
①賠償なし	<ul style="list-style-type: none">・事故以前から定期的に開催されていた会議・研修会・催事に係る委託費、旅費等・事故対応と直接の関連がない（主たる議題ではない）会議・研修会等に係る旅費等・事故対応と直接の関連がない、書籍等の購入費・汎用性のある機器（放射線・放射能以外の測定機、PC等）の購入費、修繕費等
②全額賠償	<ul style="list-style-type: none">・事故対応のため雇用した臨時職員の賃金・共済費・事故対応のための会議・研修会等に係る旅費、講師謝金等・除染対策支援のための自動車リース料・放射線・放射能測定に係る委託料、機器の校正費・購入費及び資材購入費・農林業者向け事故対策資金の利子補給
③一部賠償	<ul style="list-style-type: none">・風評対策のための農林水産物PR等、事故対応のため取り組まれた各種事業に係る経費（資材購入費、使用料、旅費、講師謝金、委託料等）について寄与度に応じ認容（一部賠償全体での認容率は約47%）・事故対応に要した人件費の専従職員分本給のうち、原子力安全対策課の事故対策担当職員1名分相当を認容・事故対応に要した正規職員の時間外勤務手当の約47%を認容
その他	②、③で認容した経費のうち、震災復興特別交付税で財源措置した経費を全額認容。